『「スクラム除雪事業」実施要領』

１．目的

この要領は、市道除雪計画路線以外の市道認定された道路において、冬季間地域で雪みち除雪を行うことにより、生活環境の向上を図ることを目的とする。

２．支援指針

市道（歩道）をスクラム除雪で行う区に対して、使用する除雪機の機械損料及び燃料費として１日２時間を上限に別表１の金額を支援する。

３．支援基準等

スクラム除雪のため市は予算の範囲内で次の支援を行う。

① 実施範囲は市と区で協議のうえ、必要と認めたものとする。
② 道路は市道認定された道路であること。
③ 歩道は国県道歩道を含むものとする。
④ 使用除雪機械はハンドロータリ、小型ホイールローダ程度とする。
⑤ 使用機械の燃料及び機械損料は馬力区分など定められた基準で支援する。
⑥ 豪雪時は、１日４時間を限度とする。

４．作業確認

作業実施者は指定された作業日報を毎月末に区長確認のうえ提出するものとする。

５．安全対策

作業実施者及び区は、事業に伴う安全対策に全責任をもち、傷害保険等に加入していなければならない。

６．その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則　この要領は平成 18 年 12 月１日より適用する。

改定　令和５年 12 月１日

別表１

除雪機械の種類	規　　格　　等	機械損料及び燃料費 （1 時間あたり）
ハンドロータリ・ 小型ホイールローダ等	6ps（4kw）以上	500 円
	9ps（7kw）以上	700 円
	16ps（12kw）以上	1,000 円
	25ps（18kw）以上	1,400 円
	38ps（28kw）以上	1,700 円